



# 優経通信

2024年2月号

VOL. 145



雪も降るほど寒い日もありましたが暖かくしてお過ごしでしょうか。

雪が降っている時に雷が鳴るのは珍しいと思いましたが、あられ（直径数 mm 程度またはそれ以下の降水粒子）と氷晶（微小な氷の結晶）の衝突により起こると考えられているそうです。（気象庁 HP より）

## ～ 個人の確定申告 Q&A ～

個人の確定申告時期がやってまいりましたので、Q&Aをご紹介いたします。

Q：退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得と考えてよかつたでしょうか。

A：退職所得の収入とすべき時期は、原則としてその支給の基因となった退職日によります。ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議をするものについては、その決議のあった日とされます。

Q：住宅を利用して民泊を行う場合は申告が必要でしょうか。

A：民泊を行う場合は原則雑所得として申告が必要です。

Q：事業用車両の売却収入はどのような扱いになるのでしょうか。

A：事業用の資産の譲渡は、棚卸資産の譲渡や営利目的で継続的に行われる資産の譲渡に該当しない場合には譲渡所得として扱われます。（少額資産、一括償却資産の必要経費算入の規程の適用を受けた資産を除きます。）

Q：店舗兼住宅の住宅部分の経費も必要経費にできるのでしょうか。

A：業務以外の部分については家事費として必要経費に算入できません。

固定資産税、水道光熱費、損害保険料、借入利子、減価償却等は、業務に係る部分とそれ以外の部分とあん分計算した金額を必要経費に算入します。

Q：事業用の消耗品や備品を購入したのですが、全額今年の経費になるのでしょうか。

A：10万円以下は全額費用、10万円以上20万円未満のものは少額資産として全額費用処理するか、一括償却資産として3年間定額で費用処理、30万円未満のものは少額資産としてその年に全額費用処理することができます。

（少額資産は、その取得価額の合計額が300万円に達するまでの少額減価償却資産の合計額しか必要経費とすることができません。）

Q：業務用建物を購入したのですが、その際の不動産会社への仲介手数料は今年の費用になるのでしょうか。

A：取得の際に支払う仲介手数料は、購入のために要した費用であり、減価償却資産の取得価額に算入することになります。そのため、建物の減価償却費として費用処理されることになります。

Q：固定資産（建物や器具備品など）の修繕をおこないました。修繕費は全額費用になるのでしょうか。

A：修繕費のうち、明らかに資本的支出となるものは減価償却の対象とされ、一括して必要経費に算入できないとされています。20万円未満の修繕やおおむね3年以内の周期で行われる修繕、そのほか一定の基準で一括して費用処理することができます。

Q：自宅を取り壊して、業務用建物に建て替えた場合の取壊しによる損失及び取壊し費用は必要経費になるのでしょうか。

A：非業務用資産の資産損失及び取壊し費用は、自己の財産の任意の処分と考えられるため、必要経費に算入することはできないことになっております。（新しく建てられる業務用建物の取得価額に含めることもできません。）



# 知っとこ! 「税務のマメ知識」

## 個人の確定申告（所得税）

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

### ◆確定申告をしなければならぬ方

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ・2か所以上から給与の支払を受けている方のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかつた給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方など

### ◆確定申告をすることで源泉徴収された所得税が還付される可能性のある方

- ・マイホームを住宅ローン等を利用して取得した場合など
- ・一定の医療費を支払った場合など
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の中途で退職し、再就職していない場合
- ・給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合など
- ・ふるさと納税をされた場合（ワンストップ特例制度を利用しない場合）



2023年分（令和5年分）の確定申告期間等は下記の通りでございます。

税目	確定申告期間	納付期限	振替納税日
所得税等	2月16日（金）～3月15日（金）	3月15日（金）	4月23日（火）
個人事業者の消費税	1月4日（木）～4月1日（月）	4月1日（月）	4月30日（火）
贈与税	2月1日（金）～3月15日（金）	3月15日（金）	

※振替納税を申し込まれると納税期限（期日）が上表の通り先延ばしできます。

～ 交際費等の飲食費の基準額が1万円に ～

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準を1人当たり1万円以下に引き上げることが令和6年度税制改正大綱で示されました。（現行は5千円以下）

令和6年4月1日以降に支出するものに適用される予定で、改正は金額基準の引き上げのみで飲食費の定義や一定の事項を記載した書類の保存要件などは現行の下記の内容のままでです。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入れ先その他事業に関する者等の氏名または名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）



**優経税理士法人**

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) URL: <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。